

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
所長 金丸 憲史
〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

- 1 時間外労働の上限規制案まとまる
どんなに忙しくても月100時間未満に
- 2 **特集1 他社はどんな手当をいくら支給している?
諸手当に関する調査結果**
- 4 **特集2 対象者は? 報酬になるもの/ならないものは?
算定基礎届の提出時期になります**

- 6 **TOPICS**
 - 「働きやすく生産性の高い企業・職場」受賞企業を決定
 - 社内イベントに参加した社員はどう思っている?
- 7 すっきりわかる。労災保険
部下に殴られケガ…労災保険は使える?
- 8 ブラックバイトなんて言わせない 学生アルバイトを正しく雇おう
試験期間中にシフト強要
このアルバイト辞めるべき?
- 8 労務ひとこと
スマホで労働法を学べる若者向け e ラーニング

時間外労働の上限規制案まとまる どんなに忙しくても月100時間未満に

政府は3月28日、働き方改革実現会議を開き「働き方改革実行計画(案)」として時間外労働の上限規制案などをまとめました。

罰則付きの上限を設定

法定労働時間を超えて働くためには36協定(正しくは「時間外・休日労働に関する協定」)を締結する必要があります。36協定には時間外労働の上限を労使で決めて定めるのですが、現在は告示により原則として「月45時間かつ年360時間」が上限となっています。ただ、この上限は罰則等による強制力がありません。

また、繁忙期などは労使が合意して「特別条項」を設けることで、実質的

には上限無く時間外労働が可能となっています。

そこで今回、告示を法律に格上げして罰則による強制力を持たせるとともに、特別条項を設けた場合でも上回ることのできない上限を設定する改正案がまとめました。

月平均60時間、最大100時間未満

具体的には、①年720時間(月平

均60時間)を上限とし、さらに、②単月では休日労働を含めて100時間未満、③2カ月、3カ月、4カ月、5カ月、6カ月の平均でいずれにおいても休日労働を含めて80時間以内、のすべてを満たす必要があるとしています。

なお、特別条項が適用できるのは、これまでと同じで年6回までです。

改正案は、労働政策審議会の審査を経て秋の臨時国会に提出予定です。

時間外労働の上限

	現行(告示)	改正案(法律)
原則	月45時間以内かつ年360時間以内	
特別条項 (繁忙期など)	年6回まで 時間の上限なし	
罰則	なし	あり